

日 銀 市 第 7 3 号  
2 0 1 9 年 5 月 2 3 日

金融調節等入札連絡事務についての

日銀ネット利用先

御中

日銀ネット利用金融機関等

日 本 銀 行

「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（金融調節等入札連絡事務）」  
の一部改正に関する件

日本銀行では、国債補完供給の要件緩和措置を実施することに伴い、標記規程の一部を別紙のとおり改正し、本年6月10日から実施することとしましたので、通知します。

以 上

「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（金融調節等入札連絡事務）」  
中一部改正

○ 第1編6. (6) を横線のとおり改める。

(6) 日銀国債売現先（国債補完供給）の事前準備および「日銀国債売現先（国債補完供給）入札実施希望通知に関する願書」のファクシミリ送信

イ、事前準備

日銀国債売現先（国債補完供給）にかかる金融調節等入札連絡事務においては、日本銀行と対象先間の連絡のために、原則として、日本銀行金融市場オンライン（以下「市場オンライン」といいます。）を利用します。市場オンラインの利用にあたっては、ロ. に定めるほか、「日本銀行金融市場オンラインユーザマニュアル 金融機関編」に従ってください。

ロ、「日銀国債売現先（国債補完供給）入札実施希望に関する願書」の送信

対象先は、日銀国債売現先（国債補完供給）の入札の実施を希望する場合には、日銀国債売現先（国債補完供給）の入札の実施を希望する日の次の①または②に掲げる時間に、日銀国債売現先（国債補完供給）の入札の実施を希望する旨、実施を希望する入札の別<sup>(注)</sup>および売却を希望する銘柄を「日銀国債売現先（国債補完供給）入札実施希望通知に関する願書」（第4号書式）により日本銀行金融市場局まで市場オンラインによりファクシミリ送信してください（~~ファクシミリ番号は「参考」を参照してください。~~）。「日銀国債売現先（国債補完供給）入札実施希望通知」を送信した場合には、当該通知を送信し

~~た旨を日本銀行金融市場局に速やかに電話連絡してください。日本銀行は、必要に応じて、電話等により、内容の確認をすることがあります。~~

① 略（不変）

② 略（不変）

~~なお、ファクシミリが故障している市場オンラインの障害により送信ができない等、やむを得ない事情がある場合に限り、日本銀行は電話ファクシミリにより日銀国債売現先（国債補完供給）の入札実施の希望を通知す願出ることを認めます。この場合には、ファクシミリ送信が可能となった時点で、電話により通知した内容を「日銀国債売現先（国債補完供給）入札実施希望通知」により日本銀行金融市場局にファクシミリ送信してください。~~

日本銀行は、原則として同一銘柄について1先以上の日銀国債売現先（国債補完供給）の対象先から「日銀国債売現先（国債補完供給）入札実施希望通知に関する願書」を受信した場合その他日本銀行が適当と認める場合に、日銀国債売現先（国債補完供給）の入札を実施します。

なお、日本銀行は、「日銀国債売現先（国債補完供給）入札実施希望通知に関する願書」を送信した対象先に対して、個別に入札の実施の可否は連絡しませんので、注意してください。

（注）略（不変）

○ 第1編7.（2）（注2）を横線のとおり改める。

（注2）ただし、日銀国債売現先（国債補完供給）において、6.（6）に規定する「日銀国債売現先（国債補完供給）入札実施希望通知に関する願書」を対象先から受信したことに基づいて日本銀行が入札を実施する場合には、当該希望通知を日本銀行に送信していない対象先は、「入札要項通知・募入決定通知受信」を送信する必要はありません。

○ 第1編7. (4) ④ ハ、を横線のとおり改める。

ハ、6. (6) に規定する「日銀国債売現先（国債補完供給）入札実施希望通知に関する願書」を対象先から受信したことに基ついて日本銀行が入札を実施する場合には、募入の対象となる各銘柄について、当該銘柄にかかる当該希望通知を日本銀行に送信していない対象先から行われた応募は、募入外とすること。

○ 第4号書式を次のとおり改める（全面改正）。



○ [参考]を横線のとおり改める。

[参考]本利用細則に関する連絡・照会先

~~(1)第1編6.(6)に定める「日銀国債売現先(国債補完供給)入札実施希望通知」  
の電話連絡先~~

~~日本銀行金融市場局(市場調節課市場調節グループ)~~

~~●電話:①03-3277-1243~~

~~②03-3277-1027~~

~~③03-3277-1285~~

~~(2)(1)以外の連絡・照会先~~

以下略(不変)